

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年3月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
14番	奥	田	富	和
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一

4. 欠席委員

13番	西	村	裕	
15番	小	西	義	清
22番	曾	束	照	雄

5. 会議録署名委員 3 番 曾 東 竹 司
 4 番 芝 田 清

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可） |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口）） |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口）） |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定） |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転） |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（4 条届出） |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出） |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について
（賃貸借契約合意解約） |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、平成29年第3回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

なお、本日、小西委員、曾東照雄委員、西村委員につきましても、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
- 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）
- 報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借契約合意解約）

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。3番の曾東竹司委員、4番の芝田委員でございます。よろしくお願いします。

これから審議していただく議案第1号受付番号5

(会長)

につきましては、●●委員に係る農地法第3条の規定による許可申請の決定の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 退席)

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題といたします。事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる2月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

3番 曾束竹司委員

6番 岸田委員

9番 田中職務代理者

12番 辻本委員

13番 西村委員

16番 三宅委員

18番 吉川倫子委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号5について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号5の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号5に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

(●●委員 入室)

それでは、受付番号6について事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第1号受付番号6について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書2ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号6の説明と現地調査の報告が終わりま

(会長)

した。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号6に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第1号受付番号7、受付番号8、受付番号9、受付番号11、受付番号12、受付番号14の案件は、譲受人が同じですので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第1号受付番号7について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書3ページをご覧ください。

続きまして、受付番号8について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の同じく3ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書4ページをご覧ください。

続きまして、受付番号9について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書5ページをご覧ください。

続きまして、受付番号11について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページ、7ページをご覧ください。

7ページの写真で言いますと左上の●●●●●●●●という

(事務局)

のが、受付番号 11 の案件でございます。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 7 ページをご覧ください。

続きまして、受付番号 12 について議案書 8 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の同じく 8 ページをご覧ください。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 8 ページをご覧ください。

続きまして、受付番号 14 について議案書 10 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。

7 ページの右下の●●●●●●●●という案件でございます。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 10 ページをご覧になり審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第 1 号受付番号 7、受付番号 8、受付番号 9、受付番号 11、受付番号 12、受付番号 14 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 1 号受付番号 7、受付番号 8、受付番号 9、受付番号 11、受付番号 12、受付番号 14 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 7、受付番

(会長)

号 8、受付番号 9、受付番号 11、受付番号 12、受付番号 14 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第 1 号受付番号 10、受付番号 15 の案件は、譲受人が同じです。また受付番号 15 については、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借契約合意解約）と関連する内容です。

まとめて事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第 1 号受付番号 10 について議案書 6 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5 ページをご覧ください。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 6 ページをご覧ください。

続きまして受付番号 15 について議案書 11 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページをご覧ください。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 11 ページをご覧になり審議をお願いします。また、報告第 3 号について議案書 22 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本報告におきまして、合意解約がなされまして、受付番号 15 の農地法第 3 条の許可申請が出たという形になっております。所在地については、同じく詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第 1 号受付番号 10、受付番号 15 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●●●委員)

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号10、受付番号15、報告第3号の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

まず、これは、順番から報告が後になってあるけども、先に報告事項で解除して、それからということやな。

(事務局長)

はい。

(会長)

そういうことですので、何かございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10、受付番号15に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、受付番号13について事務局説明願います。

(事務局)

はい、受付番号13について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書9ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●●●委員)

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号13の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号13に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））を議題とします。

受付番号1について説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当地の写真の10ページをご覧ください。審議をお願いします。会長よろしくお願

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、

(会長) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理され、適格者であると税務署に報告します。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））を議題とします。

受付番号5について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号5について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページ、12ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第3号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第3号受付番号5の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、受付番号6について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号6について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページ、14ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号6の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

受付番号7について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号7について議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日4件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

- (事務局) 会長よろしくお願ひします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願ひます。
- (●●委員) 議案第4号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われまゝす。
- (会長) 議案第4号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませぬか。
- (●●委員) はい。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) この●●●●●●に写真で見た限り、何か置いてます、これは、なんですやろ。
- (会長) 右の方やな。
- (事務局) はい、右の写真の方やと思われまゝすが、道路に面した側が右側の写真、左側の写真が裏側の写真になっております。道路手前側にコンテナを二つ置かれまして、そこに農機具等を置かれているというような状況でございませぬ。
- (●●委員) コンテナかこれ。
- (会長) 農業に関連する資材、機械を入れたんねな。
●●委員よろしいですか。
- (●●委員) はい。
- (会長) ご意見ご質問ないようでございませぬ。

(会長) それでは採決に入ります。議案第4号受付番号7の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。
続きまして、受付番号8について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号8について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページ、17ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしく願います。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第4号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第4号受付番号8の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号8の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。
続きまして、受付番号9について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号9について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。審議をお願いします。

- (事務局) 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第4号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号9の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。
続きまして、受付番号10について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第4号受付番号10について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第4号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第5号受付番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号2について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件につきましては、1月総会におきまして、地主さんの方から京都府農業支援センターの方に所有権移転された農地でございます。

この度、センターの方から農業者の方に所有権の方が移転されるというような案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。こちらも所有権の移転について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第5号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号2の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第5号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号2の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号1農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出）を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページをご覧ください。

本件については、2月27日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましてを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号3農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号3について議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の22ページをご覧ください。

本件については、2月27日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせ

(事務局)

ていただきましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

————— 午後2時39分 終了 —————